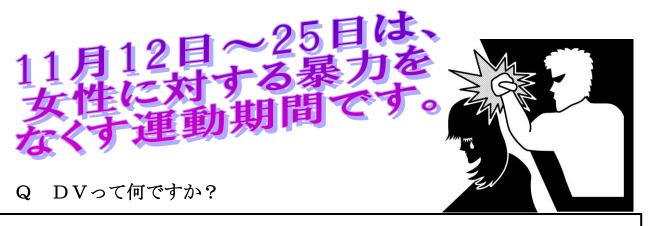


「DO!」: 男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。



配偶者(夫婦、同居するパートナー)間での暴力のことです。

-DV防止法では、親子や恋人を含みません-

- ① 身体的暴力(殴る、蹴る) ② 精神的暴力(暴言、無視)③ 性的暴力(望まない妊娠)
- ④ 経済的暴力(生活費を渡さない)などがあげられます。

Q 夫婦げんかとの違いを教えてください。

暴力による支配(コントロール)がDVです。

繰り返される暴力(身体的暴力以外の暴力も含みます)により、夫婦の力関係が固定化し、対等でない関係性が築かれることが DVです。

Q もし、相談されたら・・・

窓口等で相談を受けたら、必ず専門の相談員につなぎましょう。 ときに、大きな事件に進展することもある'DV'、慎重に対応しましょう。

◆相談員対応「DV相談」

月・金曜日 10:00~16:00 (緊急時は随時可) 人権・男女共同参画課内「DV相談支援室」

◆相談員対応「女性相談」

火・水・木曜日 10:00~16:00

駅前出張所内相談室

予約・問合せ 人権・男女共同参画課 (内 811)

相談窓口の案内力ードやチラシを、そっと 手渡すだけでも効果的 です。(カード等は、840情報コーナー、人権・男女共同参画課等に設置しています。)

